高知県 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等

4月17日の要請

1 これまでの取り組みを5月6日まで延長

- (1) 昼夜を問わない不要不急の外出自粛。 特に夜間の繁華街への外出、中でも接客を伴う飲食店への出入りを強く自粛
- (2) GW期間中(4/29~5/6) は帰省や旅行などの他県との往来自粛
- (3) 集会やイベント等について、主催者には開催の自粛、県民の皆さまには参加の自粛
- (4) 手洗い・咳エチケットなどの基本的な感染防止対策、「3密」(密閉、密集、密接)対策の徹底や家族以外での会食は控える

2 人との接触を最低7割、できれば8割削減

(1) 事業所における、通勤時の移動や職場での接触を可能な限り減らす取組

4月22日の要請(要請期間:4月24日~5月6日 対象地域:県内全域)

- 1 休業要請 (特措法第24条第9項に基づく要請)
 - ・対象施設 ① 接待を伴う飲食店 (※) 例)キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブなど (※) 風営法第2条第1項第1号に該当するもの
 - ②施設内で大声を発するなど、飛沫感染の恐れが高い施設 カラオケボックス、ライブハウス
- 2 営業時間短縮の協力要請(特措法によらない協力依頼)
 - ・休業時間 午後8時~翌午前5時は休業(併せて、午後7時以降の酒類の提供を休止)
 - ・対象施設 ①飲食店 例)料理店、居酒屋など(宅配・テイクアウトを除く)
 - ②旅館、ホテル (施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る)

休業要請や協力要請については、県による要請のほか、 各市町村からも地域の実情に応じて行われる場合があります。